

司法制度改革推進計画（抜粋）

平成 14 年 3 月 19 日
閣 議 決 定

はじめに

1 本計画の趣旨

本計画は、司法制度改革審議会意見（平成 13 年 6 月 12 日）の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）に関し政府が講ずべき措置について、以下のとおり、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部（以下「本部」という。）の設置期限（平成 16 年 11 月 30 日）までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにするものである。

【中略】

II 国民の期待に応える司法制度の構築

国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築するため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

【中略】

第 2 刑事司法制度の改革

刑事司法は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、的確に犯罪を認知・検挙し、公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することを目的とする。刑事司法が、その目的を十分かつ適切に果たすことによって、国民の期待に応えていくため、刑事司法制度の改革について、刑事裁判の充実・迅速化、被疑者・被告人の公的弁護制度の整備、検察審査会の一定の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与、新たな時代に向けた捜査・公判手続の整備、犯罪者の改善更生及び被害者等の保護を図るための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 刑事裁判の充実・迅速化

- (1) 刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策として、充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充並びに連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備を行うこととし、所要の法案を提出する（平成 16 年通常国会を予定）。（本部）
- (2) 直接主義・口頭主義の実質化を図るための関連諸制度の在り方、裁判所の訴訟指揮の実効性を担保する具体的措置等について検討する。（本部）
- (3) の第 2 の 2 及び の第 3 の 3 のとおり、連日的開廷による充実かつ集中した審理を実現するため公的刑事弁護制度の整備及び弁護士の執務体制の強化を行い、弁護人が個々の刑事事件に専従することができるような体制を確立することについて、必要な対応を行うとともに、 の第 1 の 2 のとおり、裁判所、検察庁の人的体制の充実・強化について、必要な対応を行う。

2 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備

- (1) 被疑者に対する公的弁護制度を導入して被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備することとした上、その運営主体は公正中立な機関とし、適切な仕組みによりその運営のためにいわゆる公的資金を導入することとして、所要の法案を提出する（平成 16 年通常国会を予定）。（本部）
- (2) 少年審判手続における公的付添人制度について、積極的な検討を行う。（本部）

【以下省略】